

利益相反取引等管理規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>第2条 本規則の適用対象者は、以下の各号の全てとする（以下、「役職員」という。）。</p> <p>(1) 定款第25条第1項に定める役員（理事及び監事）</p> <p>(2) 就業規則第3条第1項に定める職員（正職員、契約職員、再雇用職員及びパートタイム職員）</p> <p>（利益相反取引等の定義）</p> <p>第3条 本規則において、利益相反取引等とは次の各号に掲げる行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとし、また、その行為の種類を問わない。</p> <p>(1) 役職員、役職員の配偶者及び一親等の親族並びにこれらの者が代表者を務める法人（以下、「役職員等」という。）が、自己又は第三者のために行う本協会の事業の部類に属する取引。</p> <p>(2) 役職員等が、自己又は第三者のために本協会と直接行う取引。</p> <p>(3) 本協会が役職員等の債務を保証すること、その他役職員等以外の者との間において本協会と当該役職員等との利益が相反する取引。</p> <p>第4条</p> <p>本協会の役員が、利益相反取引等に該当する又は該当する可能性がある取引を行う場合には、その取引について重要な事実を開示し、事前に理事会の承認を得なければならない。</p>	<p>第2条 本規則の適用対象者は、以下の各号の全てとする（以下、<u>本規則において</u>「役職員」という。）。</p> <p><u>(1) 定款第16条に定める評議員</u></p> <p>(2) 定款第25条第1項に定める役員（理事及び監事）</p> <p>(3) 就業規則第3条第1項に定める職員（正職員、契約職員、再雇用職員及びパートタイム職員）</p> <p>（利益相反取引等の定義）</p> <p>第3条 本規則において、利益相反取引等とは次の各号に掲げる行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとし、また、その行為の種類を問わない。</p> <p>(1) 役職員、役職員の配偶者及び一親等の親族並びにこれらの者が代表者を務める法人（<u>評議員が代表者を務める加盟団体及び加盟チームを除く。</u>以下、「役職員等」という。）が、自己又は第三者のために行う本協会の事業の部類に属する取引。</p> <p>(2) 役職員等が、自己又は第三者のために本協会と直接行う取引。</p> <p>(3) 本協会が役職員等の債務を保証すること、その他役職員等以外の者との間において本協会と当該役職員等との利益が相反する取引。</p> <p>第4条 <u>本協会の評議員が、利益相反取引等に該当する又は該当する可能性がある取引を行う場合には、その取引について重要な事実を開示し、事前に専務理事の承認を得なければならない。</u></p> <p>2 本協会の役員が、利益相反取引等に該当する又は該当する可能性がある取引を行う場合には、その取引について重要な事実を開示し、事前に理事会の承認を得なければならない。</p>	<p>評議員を追加</p> <p>特別な利益供与がなされる蓋然性が低いため除外</p> <p>評議員を追加</p>

2 本協会の職員が利益相反取引等に該当する又は該当する可能性がある取引を行う場合には、その取引について重要な事実を開示し、事前に専務理事の承認を得なければならない。

3 本協会の役職員は、事情の変更により利益相反取引等が生じる場合には、速やかに本協会に報告するものとする。その場合は、第1項及び第2項に準じて承認を得なければならない。

3 本協会の職員が利益相反取引等に該当する又は該当する可能性がある取引を行う場合には、その取引について重要な事実を開示し、事前に専務理事の承認を得なければならない。

4 本協会の役職員は、事情の変更により利益相反取引等が生じる場合には、速やかに本協会に報告するものとする。その場合は、第1項及び第2項に準じて承認を得なければならない。

(改正)

2022年3月10日